

議第109号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例の制定について

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改
正)

第1条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一
部を次のように改正する。

第7条第5項各号列記以外の部分中「第43条第1項ただし書」を「第43
条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号」に改める。

別表第2久世高田・向日寺戸B地区の項、久世高田・向日寺戸C地区の
項及び太秦東部A地区の項中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の5
第2項第1号」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例
の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は同条第5項」を「、同条第5項前段又は第6項前
段」に改める。

(京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例の一部改正)

第3条 京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第4条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第5条第3項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号の規定による認定、同項第2号」に改める。

第7条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条各号列記以外の部分中「がけ(」を「崖(」に、「がけが」を「崖が」に、「のがけ」を「の崖」に、「がけの方向」を「崖の方向」に、「当該がけ」を「当該崖」に改め、同条各号(第5号を除く。)中「当該がけ」を「当該崖」に改める。

第43条中「第85条第5項前段」の右に「又は第6項前段」を加える。

第43条の5第1項前段中「第43条第1項本文」を「第43条第1項」に、「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同条第3項及び第4項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部改正)

第5条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第4項」に、「第18条第9項」を「第18条第20項」に改める。

第16条第4項中「前項前段」を「第3項前段及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 市長は、法第85条第6項前段に規定する仮設建築物について、防火上支障がないと認めるときは、当該仮設建築物の使用上必要と認める期間

を定めて、その建築を許可することができる。

5 第3項後段の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。この場合において、第3項後段中「第16条第3項」とあるのは、「第16条第4項」とする。

6 市長は、第4項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、京都市建築審査会の同意を得なければならない。

第25条第5号を次のように改める。

(5) 第16条第3項前段又は第4項の規定により市長が定めた期間を超えて仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第26条第1項第2号中「場合」の右に「及び同条第5項において読み替えて準用する場合」を加える。

(京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部改正)

第6条 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第43条第1項本文」を「第43条第1項」に改める。

第4条第2号中「、がけ地」を「、崖地」に、「がけ地等」を「崖地等」に改め、同条第5号中「がけ地等」を「崖地等」に改め、同条第6号イ中「がけ地等に」を「崖地等に」に、「当該がけ地等」を「当該崖地等」に改める。

第5条各号列記以外の部分及び第2号中「がけ地等」を「崖地等」に改める。

(京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部改正)

第7条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第4条第2項中「がけ地」を「崖地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第16条第3項の規定による許可を受けている仮設建築物の所有者、管理者又は占有者については、第5条の規定による改正後の京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第25条第5号の規定は、適用しない。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例等の規定を整備する等の必要があるので提案する。